

## 評議員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人山口県社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、評議員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(評議員等)

第2条 この規程において、評議員等とは、評議員、理事、監事をいう。

(報酬及び費用弁償)

第3条 評議員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- 2 会長、常務理事の報酬については、予算の定めるところにより、別に定める規程に基づき支給する。
- 3 評議員等が、その職務のため、評議員会又は理事会、監事監査やその他の会議への出席など、法人業務を行う場合に報酬（別表1）及び費用弁償（別表2）として旅費を支給する。
- 4 費用弁償については、本会旅費規程を準用する。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月15日から施行する。

別表 1

報酬の日額（1日につき）	2,300円
--------------	--------

別表 2

鉄道賃	旅客運賃 急行料金 特別車両料金 座席指定料金
船賃	旅客運賃 急行料金 特別車両料金 座席指定料金
車賃	実費
宿泊費 (1日につき)	県外 13,100円 県内 11,800円
食卓料（1夜につき） 宿泊費実費支給時に限る	朝食 700円 夕食 1,500円
旅行雑費	県外 2,400円 県内 —

